

# ガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会審議結果

平成26年1月～3月

内発協に設置されたガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会（以下「ガス評価委員会」という。）が平成25年度第4四半期（平成26年1月～3月）に評価を行った物件は4件でした。

| 受付番号  | 本支管／<br>供内管の別 | 都市ガス供給事業者 |
|-------|---------------|-----------|
| G3511 | 供内管           | 東邦ガス株式会社  |
| G3513 | 本支管           | 京葉ガス株式会社  |
| G3601 | 本支管           | 東京ガス株式会社  |
| G3701 | 本支管           | 東京ガス株式会社  |

この評価は、都市ガスを燃料とするコージェネレーション（CGS）を防災負荷の非常電源として活用する場合に必要となるものです。

## 評価取得による設置運用

ビル等の防火対象物には、常用電源が停電した場合にスプリンクラー設備や屋内消火栓設備などの消防用設備等（防災負荷）に電力を供給する非常電源の設置が必要となります。自家発電設備（自家発）は非常電源の一つとされています。

都市ガスを燃料とするCGSを非常電源として設置する場合には、都市ガス供給ラインが消防法令の基準を満足していれば予備燃料を持たなくても設置が可能となります。ガス評価委員会の評価を受けた都市ガス供給ラインは消防法令の基準に適合するものとして運用されています。

### ＝ 消防法令等では ＝

屋内消火栓設備やスプリンクラー設備などの電力を必要とする消防用設備等には、停電時にも作動できるように非常電源を設けることが義務付けられ、自家発電設備はその一つとされています。

消防用設備等の非常電源として使用される自家発電設備の基準として昭和48年消防庁告示第1号が規定されており、自家発電設備の燃料に気体燃料を使用する場合は、予備燃料を設置するか400gal（ガル）（震度6弱）の地震動を受けた後でもガスを安定して供給できることなどが求められます。

## ガス評価委員会の概要

ガス評価委員会では、単独供給による常用防災兼用ガス専焼発電設備を設置する場合に消防法令により要求されている事項が具備されていることを評価するものです。

### (1) 評価対象

常用防災兼用ガス専焼発電設備を予備燃料なしで都市ガスの単独供給により設置する場合で、申請により評価を行います。評価は、ガス製造設備の出口バルブ以降から供内管区分バルブまでのガス供給系統について行います。

### (2) 評価

ガス評価委員会では、常用防災兼用ガス専焼発電設備にガス燃料を供給する場合にガス導管が告示1号に適合しているか否かの評価を行います。

### (3) ガス評価委員会の開催実績

ガス評価委員会は、平成6年10月より平成26年3月現在までで134回開催されており、現在は、原則として月1回開催されています。

### (4) ガス評価委員会の委員構成

委員会は、地盤工学分野で権威のある東京電機大学の安田教授が委員長を務める他、土木・建築分野の著名な先生方により構成されています。また、オブザーバとして消防行政の方にも参加していただいております。

## 訂正

2014年1月号で報告しました平成25年4月～12月までに評価を受けた申請案件で、3件の漏れがありました。

お詫びして訂正します。

| 受付番号  | 本支管／<br>供内管の別 | 都市ガス供給事業者 |
|-------|---------------|-----------|
| G2512 | 本支管           | 東京ガス株式会社  |
| G3509 | 供内管           | 東邦ガス株式会社  |
| G3510 | 供内管           | 大阪ガス株式会社  |